

平成 2 8 年 6 月

南大隅町農業委員会

定例総会 議事録

平成 28 年 6 月 23 日 (木曜日)

平成28年6月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成28年6月23日(木曜日) 午前9時00分～午前10時40分

2 開催場所 南大隅町本庁会議室

3 (1) 出席委員(17人)

会 長	3番	橋 口 初 男
委 員	1番	徳 留 徳 次
〃	2番	有 川 四 男
〃	5番	田 淵 哲 朗
〃	6番	横 原 洋 伸
〃	9番	松 山 和 子
〃	8番	瀬 崎 寅 蔵
〃	10番	愛 甲 博
〃	11番	田 中 秀 実
〃	12番	溝 田 耕 一
〃	13番	野 村 博 己
〃	14番	武 田 栄 一 郎
〃	15番	持 留 志 保 子
〃	16番	松 山 正 広
〃	17番	富 田 良 成
〃	18番	竹 之 内 勝 男
〃	19番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美
 事務局主幹 戸島 和則
 事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第75号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第76号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成28年度の活動計画等の決定について

議案第77号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定について

農地パトロール(利用状況調査)について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 28 年 6 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は 17 名です。7 番、半田から欠席の届けがありました。よって 18 名中 17 名の出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、13 番の野村委員と 14 番の武田委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。
議案第 74 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は 2 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第 3 条の許可申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 74 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願ひします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

18 番： 18 番、竹之内です。

議長： 18 番、竹之内委員。

18 番： 6 月 17 日、譲受人の〇〇氏と現地調査をいたしました。この場所は、〇〇〇から上の方に行きまして、かつて農〇〇〇・〇〇〇となっていたわけですが、現在は災害のために休館となっております。そこを通り、丁度、砂防ダムができております、その砂防ダムの真下になります。面積は 1a 程度で狭いのですが、その周囲を〇〇さんが自作・小作で耕作しており、きれいに整備されております。穰渡人の〇〇さんは、元々〇〇〇出身であり〇〇さんとも親しい間柄で、〇〇さんから「どうしても譲渡したい。」と、以前から話があったわけですが、今回、〇〇さんが帰省され、譲渡の話しがまとまった次第であります。水田ではありますが、立地的にも日照的にも少し陰になり、良いほ場ではないとは思いますが、このような形で交渉が成立しましたので、ご理解の上、審議をよろしくお願ひします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 74 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 74 号 受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 74 号受付番号 2 番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページをお開きください。

(議案第 74 号受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくをお願いします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

16 番： 16 番、松山です。

議 長： 16 番、松山委員。

16 番： 6 月 17 日、申請者の〇〇さんの案内で、現地調査を行いました。現地は〇〇〇地区西の台地、俗にいう〇〇〇といわれるところで、多数のビニールハウス等があり、様々な作物が栽培されておりますが、現在、猿や猪の被害が多いところでもあります。〇〇〇の〇〇〇番と〇〇〇番は一枚の畑となっておりますが、2 連のビニールハウス 1 棟と 4 連のビニールハウスが 1 棟建っております。〇〇〇の〇〇〇番については、父である〇〇さんが現在、生産牛を飼育している関係で、牧草が植えられております。調査の意見として、申請地の周りには耕作放棄地もなく、ビニールハウスを立て直しピーマン農家として新規就農し地域に定着するため、支障は生じないものと思われれます。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 74 号 受付番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 74 号 受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 75 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 8ページの議案第75号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第75号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくお願いします。

議長： これより質疑に入りますが、〇〇の〇〇氏が受付番号1番、〇番、〇〇委員が受付番号2番から6番に議題の提出がございます。よって、南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により席を外していただきます。

(〇〇委員・〇〇氏 退席)

議長： それでは質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

17番： はい。

議長： 17番 富田委員。

17番： 受付番号8番から15番まで、継続で利用権設定をされている訳ですが、12,000㎡ほどありますが、中間管理機構には乗せられなかったのか、乗せられれば、両方とも良かったと思うのですが、そのあたりはどうだったのか？ 〇〇なので、そのあたりは分かっているらっしゃって、中間管理事業の話をしたと思うんですが。

事務局： そのような話は聞いておりましたが、この〇〇さんの件の結果については、経済課から報告されておりました。

事務局： この利用権設定が提出されたら、一応、可能性は探ります。今回は更新ですので、合意解約をして、相対としてからだと思しますので、中間管理事業の可能性は探っていると思います。

17番： どうにかしていかなければ、この中間管理事業は回っていかないのでは、動かないのではと考えます。

事務局： 利用権設定については、前月で審議に諮るわけですが、お諮りする前に中間管理機構の担当にも連絡をしまして、該当するようなものにつきましては、毎月報告をしているところでもあります。

17番： 新しいものばかりでなく、更新部分もしていかなければ進まないと思う。

事務局： 更新の時点で、乗せかえられるような制度でしたら、まだ、良いのかなと思いますが。

11番： 合意解約して、1年開けなければいけないの。

事務局： 合意解約して1年経過しなければならないようです。

11番： 合意解約して、すぐに機構に乗せられれば、今回のようなものは纏めてできるのですね。

議長： ほかにございませんか。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第75号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第75号は計画のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第76号、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成28年度の活動計画等の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 12ページの議案第76号の議案書をご覧ください。
平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成28年度の活動計画等の決定について、で、資料については13ページからでございますが、内容については、戸島主幹に説明をお願いします。

事務局： 農業委員会については、毎年度、活動に対する点検・評価及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画等の検討を行うこととなっております。提案するものであります。

昨年度までは、毎年3月の総会に協議事項としてご説明後に、町ホームページに掲載し、意見及び要望等を募集、6月総会においてその結果を踏まえ議案としてお諮りしておりましたが、平成28年度より活動計画の様式が変更になったことにより、3月の総会での協議を割愛し、本年度は今総会に議案としてお諮りするものです。

なお、平成27年度の活動に対する点検・評価及び平成28年度の目標とその達成に向けた活動計画等の承認後には、南大隅町ホームページへの掲載と国へ報告となっております。

(平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の資料に基づき説明)

議長： これより、質疑に入ります。事務局からの説明について、ご意見のある方は挙手を願います。

13番： はい。

議長： 13番 野村委員。

13番： 参考までに伺いますが、15ページの法人の関係で管内に11法人とありますが、農業委員として知っておきたいと思いますが、支障がなければ、どなたが法人となっておりますのか教えていただければと思います。もし、これが公表できないというのであれば

構いませんけど。

事務局： 農業生産法人の数は11でございますが、「〇〇〇」「〇〇〇」「〇〇〇」「〇〇〇」「〇〇〇」「〇〇〇」「〇〇〇」「〇〇〇」「〇〇〇」「〇〇〇」以上です。あと、28年度から調査対象となるところが2法人ございます。「〇〇〇」と「〇〇〇」の2法人です。

11番： 今読み上げられた、法人は稼働しているのか。

事務局： 先ほどご説明したとおり、法人については、年一回報告義務がありますので、報告を出していただいているところですが、5法人につきましては、今のところ提出されていないところですので、提出していただくようお願いするところです。

5番： はい。

議長： 5番 田淵委員。

5番： 15ページですが、農地基本台帳の整備の欄で、毎月更新となっておりますが、これは農地ナビとは関係ないのですか。

事務局： 農地ナビとはリンクしておりません。あくまでの事務局の中で管理しております、農家台帳のことです。

5番： わかりました。

議長： ほかにございせんか。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第77号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第76号は原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第77号、農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 26ページの議案第77号の議案書をご覧ください。

(議案第77号議案書をもとに資料の朗読及び説明)

27ページをご覧くださいと思います。農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

(方針、理由説明)

よろしく申し上げます。

議長： これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 77 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 77 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定については原案のとおり決定いたしました。

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議長： 11 番田中委員が、農協理事会のため退席いたします。
次に、その他の件について、委員、事務局が発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について
②行事予定について

議長： それでは、次の農地パトロールについて、事務局の説明をお願いします。

事務局： 農地パトロール（利用状況調査）について説明。

議長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 28 年 6 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員